

香美市地域密着型サービス事業所の指定等について

1 地域密着型サービス事業所の指定状況について（香美市内事業所）

① 地域密着型通所介護事業所 10 事業所

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	指定日
1	(福)土佐香美福祉会	デイサービスセンター こづみ通所介護事業所	物部町大栃 898-1	15	H18. 3. 1
2	(同)坂東	デイサービスセンター えがお	土佐山田町楠目 863 番地 9	15	H22. 10. 1
3	(株)美空	デイサービスみそら 山田	土佐山田町秦山町 3 丁目 16 番 2	15	R23. 2. 1
4	(有)岩城建築設計 事務所	デイサービスときめき 土佐山田店	土佐山田町影山 168 番地	15	H24. 1. 4
5	(株)ワイ・エム・ インターナショナル	デイサービス たからまち	土佐山田町宝町 4 丁目 4 番 32 号 YS マンション 101 号室	10	H24. 11. 20
6	香南香美 老人ホーム組合	デイサービスセンター 白寿通所介護事業所	香北町永野 2152	18	H12. 2. 4
7	(同)あんのん	デイホームおじま家	土佐山田町百石町 2 丁目 4-34 サラス 101	15	H29. 8. 1
8	(株)いろは	デイサービスいろは	土佐山田町宮ノ口 88 番地 14	18	R1. 6. 26
9	(株)いろは	デイサービス いろはの家	土佐山田町楠目 609 番地 1	10	R3. 11. 1
10	(福)香美市 社会福祉協議会	香美市社協デイサービス センターびらふ	香北町菰生野 336-1	18	R6. 4. 1

② 小規模多機能型共同生活介護事業所 2 事業所

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	指定日
1	(有)マエダメディック	小規模多機能型 居宅介護けいあい	香北町美良布 899 番地	25	H27. 10. 21
2	(株)美空	小規模多機能ホーム みそら山田	土佐山田町楠目 1465 番地	25	H27. 11. 1

③ 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム） 4 事業所

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	指定日
1	(医)土佐楠目会	シルバーハウス寿楽	土佐山田町百石町 1-11-15	18	H13. 8. 20
2	(有)マエダメディック	敬愛グループホーム	香北町美良布 899	18	H16. 3. 8
3	(医)岩河会	グループホームびらふ	香北町美良布 1298	18	H16. 12. 1
4	(福)香南会	グループホームゆうりこう	土佐山田町百石町 1 丁目 3-44	18	H19. 7. 1

○令和 6 年度に指定を行った事業所 なし

○令和 6 年度に指定更新を行った事業所 1 事業所

指定更新に係る事項については、平成 22 年 8 月 4 日の本委員会において、事後報告で承認を受けることが了承されました。令和 6 年度に指定更新した以下の事業所について事後報告として承認を求めます。

【地域密着型通所介護事業所】

- ・デイサービスたからまち（指定期間:令和 6 年 11 月 20 日～令和 12 年 11 月 19 日）

○令和 6 年度に指定廃止を行った事業所 2 事業所

【地域密着型通所介護事業所】

- ・デイサービス富士屋ベターライフ香北（廃止年月日：令和 6 年 7 月 31 日）
- ・こじゃりハやまだ（廃止年月日：令和 7 年 2 月 28 日 ※県指定事業所に変更）

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- ・特別養護老人ホーム 菰生郷（廃止年月日：令和 6 年 12 月 1 日）

○令和 7 年度に指定更新を予定する事業所 3 事業所

【地域密着型通所介護事業所】

- ・デイサービスいろは（有効期間満了日：令和 7 年 6 月 25 日）
- ・デイサービスセンター白寿通所介護事業所（有効期間満了日：令和 8 年 3 月 31 日）

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護】

- ・グループホームゆうりこう（有効期間満了日：令和 7 年 6 月 30 日）

2 地域密着型サービス事業者運営指導の実施について

(1) 令和6年度地域密着型サービス事業者運営指導の結果

対 象 事 業 所	デイサービスたからまち
実 施 日	令和6年11月13日
実 施 場 所	デイサービスたからまち
【口頭指摘事項】 ・運営規程、重要事項説明書について記載誤りなど、軽微な不備があったので、訂正すること。 ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の内容について見直しを行う際には、下記の事項について明記すること。 ・地域密着型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用期間開始前に利用者の同意を得ておくこと。	

(2) 令和7年度地域密着型サービス事業者運営指導の予定

法人名	事業所名（介護サービスの種類）	実施予定月
(株)いろは	デイサービスいろは (地域密着型通所介護事業所)	令和7年6月
香南香美 老人ホーム組合	デイサービスセンター白寿通所介護事業所 (地域密着型通所介護事業所)	令和8年3月
(福)香南会	グループホームゆうりこう ((介護予防)認知症対応型共同生活介護)	令和7年8月

「資料 1」の追加資料 【当日配布】

3 ページ目、上から 8 行目の

・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の内容について見直しを行う際には、**下記の**事項について明記すること。

【解釈通知】「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。